

短期入所生活介護（介護予防）事業所ときの音色 重要事項説明書

当事業所は契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1. 事業所・事業者の概要

事業所の名称	短期入所生活介護事業所ときの音色
介護保険事業所番号	2470506045
事業所所在地	〒514-1256 三重県津市中村町 745 番 25
事業所の補足事項	特別養護老人ホームときの音色に併設
電話番号・FAX番号	059-252-8020・059-252-8022
施設長氏名	池田 和弘
指定年月日	令和2年9月1日
法人種別及び名称	社会福祉法人 大和高原育成福祉会
法人代表者氏名	理事長 三浦 正志
法人設立年月日	平成10年11月3日

2. 営業日、利用の予約および定員

営業日	年中無休
ご予約の方法	利用予約は随時受け付けております。担当の介護支援専門員を通してご依頼ください。
入退所の時間	8時30分から17時30分までとなります。
定員	10床（個室）

3. 短期入所サービス等の内容

種類	内容
送迎	津市内で送迎を行います。 送迎の時間はおおよそ、迎えは9時着、送りは17時着とさせていただきます。
着替え等の介助	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。個人の尊厳に配慮した生活リズムを考慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
排泄の介助	契約者の身体状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に向けて適切な援助を行います。

入浴の介助	週2回の入浴、または清拭を行います。 座位のとれない方は特殊浴槽を用いての入浴も可能です。
相談および援助	契約者および身元引受人からの相談について誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
食事の介助	管理栄養士の立てる献立により、栄養豊富な食事内容と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食堂で摂っていただけるように配慮します。

4. サービス利用料金

(1) 介護給付サービスの利用単位（1日あたり）

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	529	656	704	772	847	918	987

(2) 介護給付サービス加算・減算単位（●は算定、○は今後算定予定、□は該当者）

●	送迎加算	184 単位/ 片道	居宅と事業所間を送迎します。 平日送迎可能、土日祝は家族送迎
	看護体制加算（Ⅰ）□	4 単位/日	常勤の看護師、看護職員の配置数
	看護体制加算（Ⅱ）□	8 単位/日	常勤の看護師、看護職員の夜間の連絡体制可能
	夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18 単位/日	夜勤職員の増配
●	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合
●	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 単位/月	生産性向上と業務効率化を推進・評価する
□	口腔連携強化加算	50 単位/月	口腔の健康状態を評価・情報共有し在宅歯科専門職に繋げる
□	若年性認知症入所者受入加算	120 単位/日	65 歳未満で若年性認知症と診断された利用者に専門的なケアを提供
	療養食加算	8 単位/食 (1日3回)	医師の指示に基づき治療食を提供した場合
	長期利用者提供減算	▲30 単位 ▲32 単位	連続利用31日目以降60日 連続利用61日目以降
●	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）□	基本単位と上記要件を満たす加算の合計の17.6%	
	看取り連携体制加算	64 単位/日	看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）算定、看取り期の対応方針の説明・同意

前述、体制加算については、介護保険制度に定められた職員配置状況等により変更する場合があります。

津市は6級地であるため、上記表の単位数に10,33円を乗じた金額の1割（一定以上の所得者は2割又は3割）が利用者負担額となります。

（3）介護保険給付外のサービス

利用者負担 限度額認定	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階 (非該当)
食費 (1日)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,825円
居住費 (1日)	880円	880円	1,370円	1,370円	2,066円
おやつ費 (1食)	110円	※提供を辞退される方はお申し出ください。			

介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方は、事業所へご掲示をお願いします。

食事の内訳は、朝食500円、昼食760円、夕食565円となります。

5. 体調不良時

利用中に37.5度以上の発熱等、病院受診が必要と判断した場合、家族様へ連絡し状況により受診又は退所していただく場合があります。

6. 利用料金のお支払い方法

利用料は1ヶ月ごとに計算し翌月中旬に請求致します。その上で毎月26日にご指定の金融機関口座より自動引落しさせていただきます。

7. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、快適性・安全性を確保するため下記の事項をお守り下さい。

<面会> 面会時間 9:00～17:00

①来訪者は、玄関カウンターの面会簿にご記入の上、職員に申し出下さい。

②来訪される場合、生鮮食品及び危険物の持ちこみは禁止致します。

③風邪や下痢等、感染性の病気の症状のある方はご遠慮下さい。

<貴重品等の管理>

貴重品や金銭を施設内に持ち込まれる場合は、事前に職員にご相談ください。あまりに高額であり、紛失の危険性が高いような場合には、お断りすることがあります。また、それらの管理は契約者、身元引受人の責任にて行って頂きますようお願い致します。(携帯電話、PC、TV等の電化製品含む)

<外出・外泊>

- ①外出される場合は事前にお申し出下さい。
- ②身元引受人以外の家族様と外出する場合も身元引受人よりお申し出下さい。

<日常生活援助>

① 集団生活のため、コロナウィルスやインフルエンザ等感染症が発生する場合があります。発生を未然に防ぐ対応は常に行っていますが、発生した場合は蔓延防止に努め、感染が拡大した場合には、保健所、行政の指導の下、対応をさせていただきます。

②入所利用中の事故について

転倒などによる骨折等の事故は未然に防ぐ努力をしています。しかし職員配置状況により1対1の対応が難しく、時に事故に至る可能性もあります。その際は身元引受人に連絡し、随時状況を報告させていただきます。

<施設・設備の使用上の注意>

- ①故意に又はわずかな注意を払えば避けられたにも係らず、施設設備を壊したり汚した場合は自己負担して頂く場合があります。
- ②当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事は出来ません。
- ③施設内での喫煙は出来ません。
- ④施設内へのペットの持ち込み及び飼育は出来ません。

8. 苦情処申し立て窓口

契約者または身元引受人は、提供された介護サービスに苦情がある場合は、いつでも施設苦情担当者に苦情を申し立てる事が出来ます。

契約者または身元引受人は、介護保険法に従い市町村及び国民健康保険連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることが出来ます。

契約者または身元引受人は苦情申し立てを行った場合に、これを理由として差別待遇は致しません。

<苦情相談窓口>

苦情解決責任者	池田 和弘
苦情受付担当者	谷 真理子
電話番号	059-252-8020

<第三者委員>

山本 政 則	電話 080-3790-6662
西山 法 生	電話 090-3465-5529

<行政機関その他苦情受付機関>

- ・三重県福祉サービス運営適正化委員会 電話 (059) 224-8111
- ・津市健康福祉部 介護保険課 電話 (059) 229-3149
- ・伊賀市健康福祉部 介護高齢福祉課 電話 (0595) 22-9634
- ・松阪市健康福祉部 介護保険課 電話 (0598) 53-4091
- ・三重県国民健康保険団体連合会 (苦情処理係) 電話 (059) 222-4165

令和8年6月1日